【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年１月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年７月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は度重なる大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

ついては、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

１　基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

（１）国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。

ア　現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと

イ　道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと

ウ　道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと

エ　道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること

（２）道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。

ア　国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること

イ　国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと

（３）道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。

ア　道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと

イ　道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

２　基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

（１）道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。

ア　道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性

イ　国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性

ウ　直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

（２）道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

ア　道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法

イ　（仮に現行の市町村のままであるなら、）基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策

ウ　政令指定都市等の大都市と道州との関係

エ　道州制における住民自治の強化方策

（３）道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

ア　現在でも国及び地方の歳出に対し、十分な税収が確保できていない状況の中で、道州が安定して財政運営できる税財源を確保するための具体的な方策

イ　現在、国及び地方は多額の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

３　道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国と地方の役割分担の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革が進むよう、以下の点を提起する。

（１）地方自治を担う現場の人材不足や偏在が深刻化する人口減少社会においては、地域の特性や事務の性質、デジタル技術の進展等を踏まえ、国と地方の役割分担を見直し、地方が地域の実情に応じた施策を実施できる資源を確保することが急務である。このため、人口減少社会を踏まえた国・地方が担うべき役割について、国民的課題意識のもと、第34次地方制度調査会をはじめ、官民一体となって横断的かつ抜本的な議論を丁寧に進めること。

（２）国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用などにより、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

（３）地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。

また、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。

さらに、提案募集方式について、提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。

（４）法令等に基づく計画策定事務については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（以下「ナビゲーション・ガイド」という）」を踏まえ、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「ナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

その上で、ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。

（５）地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源総額を確保・充実すること。

また、臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立した上で、必要な財源が不足する場合や、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。

国と地方の税源配分については、税源移譲を含め、まずは５対５とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること。

また、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分について、令和９年度以降についても国の責任において、代替の恒久財源の確保を図ること。

（６）国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくために、国と全国知事会が政策の設計から決定段階まで率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。

また、 地方に関する重要事項については、地方と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議すること。